平成２７年（フ）第５６７号
大阪市旭区新森２丁目24―20　医療法人真心会真心会病院、住民票上の住所大阪市旭区清水４丁目10番15号　ルッツ清水301号
債務者　碓井　　朗
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８５０号
大阪府八尾市小畑町１丁目５番地の３
債務者　佐波　豊美
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８５２号
大阪市大正区小林東２丁目３番５―506号
債務者　河西　正隆
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８５３号
大阪市大正区小林東２丁目３番５―506号
債務者　河西久美子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８７８号
大阪府茨木市白川３丁目１番４号　ジェレ白川２号棟３Ｅ号
債務者　石田　　学
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９１３号
大阪府守口市八雲中町１丁目10番３―507号
債務者　三次　真弓
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９４７号
大阪府高槻市芝生町２丁目45番24―506号、前住所大阪府高槻市栄町４丁目15番１号　ロイヤル暁207号
債務者　吉田めぐみ
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０５３号
大阪府交野市倉治３丁目15番10号、前住所大阪府枚方市出口５丁目28番９号
債務者　森下　文雄
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０９０号
大阪市西区土佐堀３丁目３番10―108号
債務者　前田　京子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０９１号
大阪府守口市京阪本通１丁目１番14―406号
債務者　南野三千代
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０号
静岡県浜松市中区城北２丁目５番10号　ラ・カーサ城北605
債務者　山口　美幸
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第８６号
静岡県浜松市東区市野町905番地の７　コーポ市野館102、前住所静岡県浜松市東区大島町617番地の２　オリエントⅠ―103
債務者　稲瀬　善勝
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
栃木県足利市田中町940番地５　ハウスジェル103、前住所栃木県足利市大橋町２丁目1816番地
債務者　佐藤　幹夫
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第２２号
栃木県足利市江川町４丁目14番地１
債務者　武井　順一（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第２２７１号
東京都杉並区下高井戸２丁目29―８―201
債務者　横田　和男
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２７２号
東京都西東京市南町４丁目23―１―105
債務者　酒井　芳子（旧姓大和）
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部